4　法第三十四条に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　再生支援決定を行った件数
二　買取申込み等期間の延長の決定を行った件数
三　再生支援決定を撤回した件数
四　買取決定を行った再生支援対象事業者の概要並びに買取りに係る債権の元本総額及び信託の引受けに係る貸付債権の元本総額
五　出資決定を行った再生支援対象事業者の概要及び出資総額（債務の株式化等による場合にあっては、現物出資された債権の元本総額）
六　再生支援対象事業者に係る債権の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。次項第六号ロにおいて同じ。）ごとの当該処分を行った件数及び再生支援対象事業者に係る株式又は持分の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。次項第六号ハにおいて同じ。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における再生対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る貸付債権の元本総額を除く。以下この号において同じ。）及び処分後における再生支援対象事業者に対する当該債権の元本総額
七　一の再生支援決定に係る全ての業務を完了した再生支援対象事業者の概要及び再生支援対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額
八　特定信託引受対象事業者の概要及び特定信託引受けに係る貸付債権の元本総額
九　一の特定信託引受決定に係る全ての業務を完了した特定信託引受対象事業者の概要
十　特定事業再生支援会社の名称及び特定事業再生支援会社ごとの特定出資の額
十一　一の特定出資決定に係る全ての業務を完了した特定事業再生支援会社の名称
十二　特定専門家派遣決定を行った件数
十三　特定経営管理に係る株式会社の事業の概況
十四　業務の実施状況に関する機構の評価
5　前項の規定にかかわらず、認定事業者に係る法第三十四条に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
一　再生支援決定を行ったとき。　当該決定を行った旨のほか、次に掲げる事項
イ　再生支援対象事業者の氏名又は名称
ロ　事業再生計画の概要
ハ　買取申込み等期間
ニ　回収等停止要請をしたかどうかの別
二　買取申込み等期間の延長の決定を行ったとき。　当該決定を行った旨及び次に掲げる事項
イ　再生支援対象事業者の氏名又は名称
ロ　延長した買取申込み等期間
ハ　当該延長した買取申込み等期間について回収等停止要請をしたかどうかの別
三　再生支援決定を撤回したとき。　当該撤回をした旨のほか、次に掲げる事項
イ　再生支援対象事業者の氏名又は名称
ロ　当該撤回の理由
四　買取決定等を行ったとき。　当該決定を行った旨のほか、次に掲げる事項
イ　再生支援対象事業者の氏名又は名称
ロ　買取りに係る債権の元本額
ハ　信託の引受けに係る貸付債権の元本額
五　出資決定を行ったとき。　当該決定を行った旨のほか、次に掲げる事項
イ　再生支援対象事業者の氏名又は名称
ロ　出資額（債務の株式化等による場合は、現物出資された債権の元本額）
ハ　取得する株式又は持分の種類、数及びその割合
六　再生支援対象事業者に係る債権又は株式若しくは持分の譲渡その他の処分の決定を行ったとき。　当該決定を行った旨のほか、次に掲げる事項
イ　再生支援対象事業者の氏名又は名称
ロ　当該処分を行う債権の処分の類型ごとに、当該処分時における再生支援対象事業者に対する当該債権の元本額（信託の引受けに係る貸付債権の元本額を除く。以下ロにおいて同じ。）及び処分後における再生支援対象事業者に対する当該債権の元本額
ハ　当該処分を行う株式又は持分の処分の類型ごとに、当該処分時における再生支援対象事業者に対する当該株式又は持分の種類、数及びその割合並びに処分後における再生支援対象事業者に対する当該株式又は持分の種類、数及びその割合
七　一の再生支援決定に係る全ての業務を完了したとき。　当該完了をした旨のほか、次に掲げる事項
イ　再生支援対象事業者の氏名又は名称
ロ　当該再生支援対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格
ハ　当該再生支援決定に係る業務の実績に関する機構の評価

附　則

1　この命令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。
2　改正法の施行の日以後最初に行う株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第三十四条の規定による公表についての株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則（平成二十一年内閣府、総務省、財務省、経済産業省令第一号）第十五条第一項の規定の適用については、同項中「四月一日から六月三十日まで」とあるのは「株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号。以下この項において「改正法」という。）の施行の日から平成二十五年六月三十日まで」と、「事業年度ごとに」とあるのは「改正法の施行の日の属する事業年度の翌事業年度に」とする。

○内閣府・財務省令第一号

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）の施行に伴い、株式会社企業再生支援機構法第八章に規定する預金保険機構の業務の特例等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年三月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

株式会社企業再生支援機構法第八章に規定する預金保険機構の業務の特例等に関する命令（平成二十一年内閣府、財務省令第五号）の一部を次のように改正する。

題名中「株式会社企業再生支援機構法」を「株式会社地域経済活性化支援機構法」に改める。

第一条中「株式会社企業再生支援機構法」を「株式会社地域経済活性化支援機構法」に改め、同条第一号中「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に改める。

第二条第一項中「企業再生支援勘定」を「地域経済活性化支援勘定」に改め、同条第二項中「企業再生支援勘定」を「地域経済活性化支援勘定」に、「株式会社企業再生支援機構法」を「株式会社地域経済活性化支援機構法」に改める。

第三条中「企業再生支援勘定」を「地域経済活性化支援勘定」に改める。

附　則

この命令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。

○内閣府・財務省・経済産業省令第一号

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）の施行に伴い、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年三月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　茂木　敏充